

第2章 高齢者虐待防止に向けた役割

高齢者虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、地域の民生委員や自治会などの地域組織、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く様々な関係者が高齢者虐待に対する理解を深め、虐待の兆候に気づくことが大切です。

ここでは、高齢者を取り巻く様々な関係者に期待される役割について整理しました。

第1節 地域の役割

1 地域住民

高齢者虐待防止法第7条で、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村へ通報するよう努めなくてはならない（ただし、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、通報しなければならない）と規定されています。

高齢者虐待は、地域や親族関係から孤立した家庭で生じやすいといわれています。地域住民の方が、節度ある関心を保ちながら見守りを続けることが虐待の防止にもつながります。高齢者への声かけ、介護者へのさりげないねぎらいは、近隣の地域住民にしかできないことです。

日頃のおつきあいの中で、事態が深刻にならないように、ちょっとした異変に目を止めて、民生委員や市町村の虐待防止担当窓口へ情報を提供するだけで、早期に発見・解決できるケースがあります。

地域住民一人ひとりに、高齢者虐待は人間の尊厳を侵す重大な人権侵害であるということ、また、だれにでも起こりうるということを理解してもらい、自分たちの役割を意識してもらえるような啓発活動と、情報提供についての協力を求めていくということが重要です。

2 民生委員

民生委員は、地域住民の福祉ニーズを行政機関へつないだり、自ら助け合い活動を行ったりするなど、日頃から積極的に活動しています。

また、こうした活動を通じ高齢者宅の様子なども把握しています。

高齢者虐待の防止、事態への対応においては、近隣住民、福祉関係者の協力は必要不可欠ですが、なかでも民生委員の協力はとても重要です。

虐待を発見したり虐待ではないかと気づいたりした近隣住民からの情報を、民生委員が速やかにかつ的確に市町村の虐待防止担当窓口につなぐことで、事態の深刻化を防いだり、早期解決につながったりすることもあります。

民生委員には、その崇高な使命と、民生委員の活動の基本は平時からの担当区域の完全な実態把握にあるということを再認識してもらい、見回り活動や地域のよき世話役、相談役としての活動を行ってもらおうよう求めていくことが重要です。

また、高齢者虐待は人間の尊厳を侵す重大な人権侵害であるということも再認識し、虐待に関する情報は的確に市町村の虐待防止担当窓口につないでもらえるよう協力を求めていくことも重要です。

3 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、日頃から地域福祉の要として、保健・医療・福祉の連携を図りながら、ホームヘルパーの派遣、給食サービス、入浴サービス、声かけ訪問などの在宅福祉サービスや福祉に関する広報、心配事相談など、地域福祉に関する幅広い活動を行っています。

また、県内の社会福祉協議会では、認知症などで判断能力が不十分な方々に福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等を行い、地域で自立した生活が送れるようにする福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）を行っています。

社会福祉協議会の活動には、声かけ運動や在宅福祉サービスの適切な実施、高齢者虐待に関する広報活動など、高齢者虐待を未然に予防できる活動があります。

市町村（高齢者虐待防止担当課）は、市町村社会福祉協議会と連携を密にして、高齢者虐待防止対策を効果的に実施していくことが求められます。

第2節 サービス提供機関，専門職等の役割

1 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

ケアマネジャーは、利用者宅への訪問や、本人及び家族からの相談、サービス事業者からの相談等により虐待を知り得る機会が多く、虐待の主たる把握機関として期待されています。また、介護者・被介護者双方の状態を把握していることから、日頃から良き相談相手になることができます。

虐待（虐待の疑い）を発見した場合は、サービス事業者から情報の収集を行うとともに、関係機関と連携を図りながら訪問調査を実施し、虐待の改善に向けたケアマネジメントを実施していく必要があります。場合によっては、ケアプランの変更も行っていくことになります。

2 市町村（保健師）

保健師は、日頃から地域を回り家庭を訪問する機会が多いことから、虐待を知り得る機会も多くあります。また、保健師は、何か事例が発生しても日頃の活動からスムーズに家庭の中に入っていきることができる強みもあり、さらには、専門的知識を生かして介護者への支援を行うことができます。

こうした実践的活動や専門的知識を生かして、高齢者・介護者双方に的確な支援を行っていくことが求められます。

3 訪問介護事業所（ホームヘルパー）

多くの方が利用しているサービスとして訪問介護があります。ホームヘルパーは利用者宅に入り、日常生活上の介護を手伝っていることから、虐待を発見する機会が一番多いと言えます。

高齢者の現状を観察し、声かけなどの精神的支援を行うとともに、高齢者や家族の変化などを客観的にかつ的確にケアマネジャーに報告することが求められます。

4 訪問看護ステーション（看護師）

看護師も高齢者宅への訪問を通じて、虐待を発見する機会が多い立場にあります。

看護サービスを提供しながら、高齢者や介護者の精神的ケアをすることで、高齢者の体調の変化や家庭状況などを、客観的にかつ的確に医師やケアマネジャーに報告することが求められます。

5 通所介護・通所リハビリテーション（介護職員）

通所介護・通所リハビリテーションでは、入浴時に高齢者の身体の状況を観察することができます。また、食事の際には家庭で食事が適切に与えられているかなども観察することができます。さらに、会話の中で高齢者の不満や不安を知ることができます。

高齢者の状態を注意深く観察し、的確な情報をケアマネジャーに報告することが求められています。

6 医療機関（医師・看護師）

医療機関では、診療を通じて高齢者の不審なけがやアザなどを把握できます。特にかかりつけ医では家族や介護関係者、家庭の様子の変化などにも気づく場合があります。

虐待を感じたら、すぐに市町村相談窓口へ連絡するなどの役割と、虐待を受けた高齢者へのその後のケアについての役割が期待されます。

また、市町村や地域包括支援センターなどとの連携が求められます。

第3節 市町村の役割

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。

市町村の役割として規定されている項目は、以下のとおりです。

〔高齢者虐待防止法に規定する市町村の役割〕

- 養護者による高齢者虐待について
 - ① 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（法第6条）
 - ② 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者対応協力者と対応について協議（法第9条第1項）
 - ③ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（法第9条第2項、第10条）
 - ④ 立入調査の実施（法第11条）
 - ⑤ 立入調査の際の警察署長に対する援助要請（法第12条）
 - ⑥ 老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限（法第13条）
 - ⑦ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（法第14条）
 - ⑧ 専門的に従事する職員の確保（法第15条）
 - ⑨ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（法第16条）
 - ⑩ 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（法第18条）
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待について
 - ① 対応窓口の周知（法第21条第5項、第18条）
 - ② 通報を受けた場合の事実確認等
 - ③ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告（法第22条）
 - ④ 高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（法第24条）
- 財産上の不当取引による被害防止（法第27条）
 - ① 養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
 - ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求

この他、市町村では、介護保険法に規定する包括的支援事業として高齢者虐待の防止、対応の義務の実施が義務づけられており、高齢者虐待防止法と相まって運用していくことが必要となります。

出典：厚生労働省「市町村・都道府県における 高齢者虐待への対応と養護者支援について」より抜粋

第4節 地域包括支援センターの役割と市町村との関係

ここでは、地域包括支援センターの役割と市町村との関係を整理します。

高齢者虐待防止法では、第6条ほかで市町村を第一義的に責任を有する主体として位置づけています。

一方、法第17条で、市町村は地域包括支援センターなど高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに事務を委託することができるとしていることから、実際に業務を行うに当たっては、地域包括支援センターが対応の中心となることが予想されます。

こうした場合には、市町村は、ともすれば委託した業務について地域包括支援センターに「任せきり」になることが懸念されます。

地域包括支援センターの職員規模等を考えると、地域包括支援センターにおける対応には自ずと限界が生じます。

地域包括支援センターに委託した場合であっても、市町村は、あくまで業務の責任主体は市町村自身であることを常に意識し、業務への関与を継続することが基本となります。

〔地域包括支援センターの役割と市町村との関係〕

業務区分	業務内容	市町村	地域包括支援センター	委託規定
ネットワーク	・高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営	◎	◎	
広報・啓発活動	・高齢者虐待に関する知識・理解の啓発 ・認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発 ・通報（努力）義務の周知 ・相談等窓口・高齢者虐待対応協力者の周知 ・専門的人材の確保	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	△ △ △ ◎	
相談・通報届出への対応	・相談・通報・届出の受付 ・相談への対応(高齢者及び養護者への相談, 指導, 助言) ・受付記録の作成 ・緊急性の判断	△ △ △ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	有 有
事実確認立入調査	・関係機関からの情報収集 ・訪問調査 ・立入調査 ・立入調査の際の警察署長への援助要請	○ ○ ◎ ◎	◎ ◎ (直営のみ)◎	有 有
援助方針の決定	・個別ケース会議の開催（関係機関の招集） ・支援方針等の決定 ・支援計画の作成	○ ○ △	◎ ◎ ◎	
支援の実施	・やむを得ない措置の実施 ・措置後の支援 ・措置の解除 ・措置期間中の面会の制限 ・措置のための居室の確保 ・市町村長による成年後見制度利用開始の審判の請求	◎ △ ◎ ◎ ◎ ◎	(市町村へのつなぎ) ◎ △ △ (市町村へのつなぎ)	

養介護施設・養介護事業所において、定期的にケア技術向上や高齢者虐待に関する研修の実施を依頼するとともに、市町村や都道府県でも研修等の機会を設け、養介護施設従事者等の資質を向上させるための取組が期待されます。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、実際にケアにあたる職員のみでなく管理職も含めた事業所全体での取組が期待されます。

2 個別ケアの推進

養介護施設には数多くの高齢者が生活しているため、業務をこなすためには流れ作業的なケアを実施せざるを得ない状況があります。このような状況の中で、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生しており、また従事する職員にも士気が低下するなどの影響があると考えられます。

このような反省からユニットケアの導入が進められてきました。入所している高齢者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくるのが養介護施設には求められています。高齢者の尊厳を尊重するという視点から、入所している高齢者一人ひとりに対して個別的なケアを実践することが重要です。

3 情報公開

養介護施設は、入所している高齢者の住まいであるため、外部からの目が届きにくい面があります。しかし、地域の住民やボランティアなど多くの人が施設に関わることは、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。

また、サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入も積極的に検討することが大切です。

4 苦情処理体制

高齢者虐待防止法では、養介護施設・養介護事業所に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています。

養介護施設・養介護事業所においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等に規定されており、各施設・事業所での対応が図られていますが、サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

出典：厚生労働省「市町村・都道府県における 高齢者虐待への対応と養護者支援について」より抜粋

〔(参考) 高齢者虐待防止に関する学習支援情報について〕

認知症介護研究・研修センター（東京、大府、仙台）のホームページでは、高齢者虐待防止に関する学習支援情報が掲載されています。

ホームページ：「D C n e t 認知症介護情報ネットワーク」

アドレス：<https://www.dcnnet.gr.jp/>